

週休2日工事の実施について Q&A

※森林土木工事の場合

Q 1 業務委託は週休2日工事の対象になるのか。

A 1 草刈業務等の業務委託は週休2日工事の対象になりません。

Q 2 週休2日工事を達成しなかった場合にペナルティーはあるのか。

A 2 週休2日工事の実施を前提として発注しておりますが、週休2日を達成できなかった場合においても、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q 3 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A 3 原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することとしています。
ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

Q 4 祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が土・日曜日または指定曜日と重なった場合はどのような扱いになるのか。

A 4 通常の土・日曜日または指定曜日と同様に扱ってください。

Q 5 振替日はいつでもよいのか。

A 5 振替日は、作業を行う必要が生じた土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。
なお、月単位の週休2日の場合は、振替日は前後1週間以内に限ります。（振替日が1週間を超える場合、月単位の週休2日の達成とはなりません。）

Q 6 降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。

A 6 降雨等により土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発注者と協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。ただし、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

なお、月単位の週休2日の場合は、振替日は前後1週間以内に限ります。（振替日が1週間を超える場合、月単位の週休2日の達成とはなりません。）

Q 7 現場内における災害や事故等で土・日曜日または指定曜日に予定外の作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。

A 7 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

Q 8 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 8 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画表」に計画と実績を明示してください。

Q 9 週休2日の対象期間とは何か。

A 9 現場着手日（準備工事を除く。）から現場完成日までの期間とします。なお、準備工事とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備（現場事務所等の設置又は測量をいう。）のことです。

また、工場製作のみを実施している期間は週休2日工事の対象期間に含みません。

Q10 現場完成日とは何か。

A10 現場完成日は工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とします。

なお、現場着手日及び現場完成日は「休日等取得計画表」に計画と実績を明示するものとし、必要に応じて発注者が現場確認を行います。

Q11 休日の確認はどのように行うのか。

A11 「休日等取得計画表」に前月の休日の取得実績を記入し、毎月初めに発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等当該現場を完全閉所したことを確認できるものに限る。）を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

なお、必要に応じて発注者が現地確認を行います。

Q12 開所日とは何か。

A12 開所日とは現場作業や現場事務所での事務的作業を行う日とします。なお、現場管理上必要な作業のみを行う場合は閉所日として扱います。現場管理上必要な作業とは、巡回パトロールや保守点検及びコンクリート養生等の品質確保上最低限の作業等です。現場作業がなく、現場事務所以外での事務的作業のみを実施している日については、開所日に含みません。

Q13 対象期間に 『 計2日の休日と計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする 』 とはどのようなものか。

A13 計2日の休日と計6日の開所日を有する連続した8日間の期間とは、緑枠で囲んだように、開所日が6日、かつ、完全閉所した土・日曜日または指定曜日が2日であることを指します。緑枠のような連続した8日間が対象期間に1回以上あるような計画を立て、実施してください。（現場作業が短く、上記期間が確保できない工事は、週休2日の達成とはなりません。）

月	7																															月計		累計		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	● 計	実績 ／ 計画	● 計	実績 ／ 計画	
曜日				火	水	木	金	土		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月					火
行事				始 期 日								現 場 着 手 日				海 の 日										振 替 日										
計画															●	●	○												●	●			6	100.0%	6	100.0%
実績															●	●	○									●			●	●			6	100.0%	6	100.0%

月	8																															月計		累計		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	● 計	実績 ／ 計画	● 計	実績 ／ 計画	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金					
行事							振 替 日				山 の 日	閉 所 日	夏 季 休 暇	夏 季 休 暇	夏 季 休 暇														現 場 完 成 日							
計画				●	●						●	●	○	○	○				●	●							●	●					8	100.0%	14	100.0%
実績				●	●						●	●	○	○	○				●	●						●	●						8	100.0%	14	100.0%

Q14 『月単位の週休2日の達成』とはどういうことか。

A14 対象期間における全ての振替日が、前後1週間以内となっている場合を指します。
 下記の例では、累計の達成率が100%となっておりますが、振替日が1週間を超えているので、月単位の週休2日の達成とはなりません。(通期の週休2日の達成となります。)

月	6																														月計	累計			
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	● 計	実績 ／ 計画	● 計	実績 ／ 計画	
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土					1
行事					始期日																				現場着手日						●				
計画																															●	1	100.0%	1	100.0%
実績																															●	1	100.0%	1	100.0%

月	7																															月計	累計		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	● 計	実績 ／ 計画	● 計	実績 ／ 計画
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				
行事											振替日					海の日																			
計画	●						●	●						●	●	○					●	●						●	●			9 <td>100.0%<th>10</th><th>100.0%</th></td>	100.0% <th>10</th> <th>100.0%</th>	10	100.0%
実績	●						●	●			●			●	●	○					●	●					●	●				9 <td>100.0%<th>10</th><th>100.0%</th></td>	100.0% <th>10</th> <th>100.0%</th>	10	100.0%

月	8																															月計	累計		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	● 計	実績 ／ 計画	● 計	実績 ／ 計画
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
行事											山の日		夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇																				
計画				●	●						●	●	○	○	○				●	●					●	●						8 <td>87.5%<th>18</th><th>94.4%</th></td>	87.5% <th>18</th> <th>94.4%</th>	18	94.4%
実績				●	●						●	●	○	○	○				●	●					●	●						7 <td>87.5%<th>17</th><th>94.4%</th></td>	87.5% <th>17</th> <th>94.4%</th>	17	94.4%

月	9																														月計	累計		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	● 計	実績 ／ 計画	● 計	実績 ／ 計画
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
行事																	敬老の日					終期日		秋分の日	振替休日									
計画	●	●													●	●	○														6 <td>116.7%<th>24</th><th>100.0%</th></td>	116.7% <th>24</th> <th>100.0%</th>	24	100.0%
実績	●	●													●	●	○														7 <td>116.7%<th>24</th><th>100.0%</th></td>	116.7% <th>24</th> <th>100.0%</th>	24	100.0%

Q15 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A15 現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込むとともに、働き方改革の促進のために30日加えたもので設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、井原市工事請負契約約款の規定により、発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q16 どのような場合に設計変更となるのか。

A16 あらかじめ労務費等の各経費に通期の補正係数を乗じて予定価格を算出しており、対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、月単位の週休2日を達成した場合は月単位の補正係数を乗じて設計変更します。通期の週休2日を達成（累計の達成率100%）できなかった場合は、補正なしとして減額変更します。

なお、週休2日の達成率は次の計算式で算出します。

達成率（%）＝「休日実績の日数」／「土・日曜日または指定曜日の日数」×100

※休日実績は、休日として取得した土・日曜日または指定曜日の日数とする。
（発注者が認めた振替日を含む。）

Q17 工事成績評定で評価するのか。

A17 対象期間において週休2日を達成できた場合、工事成績評定において監督員等の評価項目である「工程管理」で評価します。

Q18 履行証明書はどんな場合に発行するのか。

A18 通期の週休2日を達成した上で竣工検査に合格した場合に、受注者の請求により発行します。

Q19 週休2日の対象外工事で、契約後に週休2日工事を希望することは可能か。

A19 週休2日の対象外工事については、どの週休2日を達成しても、労務費等の補正や工事成績評定での評価等はいりません。

Q20 現場完成後に、休日の取得実績を記入した「休日等取得計画表」を作成・提出した結果、月単位で週休2日以上現場を完全閉所することができた場合は、月単位の週休2日の達成となるのか。

A20 月単位の週休2日の達成になりません。月単位の週休2日を達成するためには、契約後の監督員との協議により、あらかじめ月単位の週休2日に取り組むことを示した上で、対象期間中に地元条件や天候等によりやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合は、その都度、事前に監督員と協議し、作業を行う土・日曜日の前後1週間以内に振替日を確保する必要があります。

Q21 契約後の監督員との「週休2日の実施協議」は、どのように行うのか。

A21 実施する週休2日工事の内容について、契約後速やかに、工事打合簿により監督員に報告してください。

(記載例：週休2日工事を実施する場合)

・本件工事について、「〇〇〇の週休2日工事」を実施します。

※ 「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」以外を選択した場合は、減額変更の対象になります。